

JTU きょうと教組

日本教職員組合

NEWS LETTER

2021年2月1日発行 No.144

京都府教職員組合 小鍛治 啓

Kyoto School Staff Union

Tel:075-252-6771

Fax:075-252-6772

<http://kyoto-union.net>

対府教委 現業部交渉（1.12）



臨時的任用職員の 雇用を守れ！

府教委は、府立学校の技術職員について「学校施設管理職員と非常勤（27時間）の現業職員」とのセットを将来的な完成形としていますが、現状では、正規、臨時的任用の技術職員、学校施設管理職員、27時間非常勤（会計年度任用職員）のさまざまな組み合わせが存在します。臨時的任用職員の雇用維持を府教委はこれまで繰り返し確認してきましたが、現場ではその趣旨が十分浸透せず「臨時的任用職員はフルタイムからパートタイムの会計年度任用職員に変更されるかも」との管理職からの発言が聞かれるなど一定の不安が広がっています。そのことを臨時的任用職員の生活権の問題としてきょうと教組はこれまでも重点的に交渉を進めてきました。そのうえで2021年1月12日、きょうと教組は、現業職員の勤務条件にかかわる府教委交渉に臨みました。

交渉当日当局からは、「府立学校における教育の推進に現業職員の皆さんの協力は不可欠」「教職員が安心して職務に専念できる職場環境づくりを進めていくことが当局の責務である」と、今まで同様の基本姿勢を示しました。以下交渉概要です。



* 給料表

給料表(技能労務職給料表)について、本年は改定を行わない。

* 期末・勤勉手当

期末勤勉手当については年間支給月数を0.05月引

き下げて4.45月分とする。再任用職員については、据え置きとする。

*55歳以上の昇級を停止する制度の見直しについて

人事委員会勧告は定年の引き上げに伴う勤務条件の整備までに見直しが必要とされた。定年延長の法案が継続審議中である。一般職員の見直しの内容を踏まえて対応していくこととなる。

* 給料の現給保障措置について

2016年4月からの給与制度の総合的見直しに係る現給保障措置が、2021年3月31日で終了となる。2014年4月からの技能労務職給料表への切替の際の旧号級保障については、期限を区切っておらず、退職時まで適用される。2006年給与構造改革の際の現給保障については、現業職員について、本年度は経過措置額の3分の2を減額支給、2021年3月末日で終了となる。

* 臨時的任用の技術職員について

府立学校における教育の推進にあたり、臨時的任用の技術職員の存在無しにはやっていけない。今後とも任命権者として知恵を出し、少しでもその労に報いられるよう努めていく。

* 非常勤の技術職員について

期末手当は常勤職員と同様に来年度0.05月引下げ、年間2.55月とする。月例給は据え置き。

— 府教委との主なやりとり —

【組合】将来的に学校施設管理職員と非常勤（27時間）の現業職員という完成形がある中、個々の職場の状況によって不安を感じざるを得ない現実がある。完成形には20年、30年かけて移行していく、無理に完成形に向けた措置を講じないという確認でいいか。

【回答】従来と基本的な考え方は変わっていない。完成形に向けた切り替えを行っていくが、現在勤務している臨時的任用の方がおられる中で無理な措置を講じることはない。学校運営にとってもマイナスだと考えている。切り替えの時期が来た場合も丁寧に対応していく。

【組合】学校施設管理職員との関係については、お互いの認識のずれが生じているのが残念である。事務長の中にも認識不足の方がおられるようだ。関係改善に向けて、対立ではなく交流を深める形をいかに作っていくかということが課題である。その方向で動きをつくるための支援をしてほしい。

【回答】昨年も非常に前向きな提案を頂いた。施設管理職員は、現業職員の方が担って来た仕事をきちんと引き継いでほしい職でもある。研修の場などで交流の場がつけられていくのが望ましいことであるとする。交渉の場で出たよい意見を庁内で共有して少しでもチャンスがあれば議論を深めていけるようにしたい。

【組合】教職員課が教職員企画課と教職員人事課に分かれたが、交渉の場で確認されてきたことを、きちんと共有していただきたい。

【回答】交渉の場での確認事項は教職員人事課にもきちんと伝え、庁内で共有する。

【組合】学校施設管理職員についての課題であるが、採用試験にも問題があると思っている。現業の現場をわかり、技術的なこともできる人材であることが必要だ。